

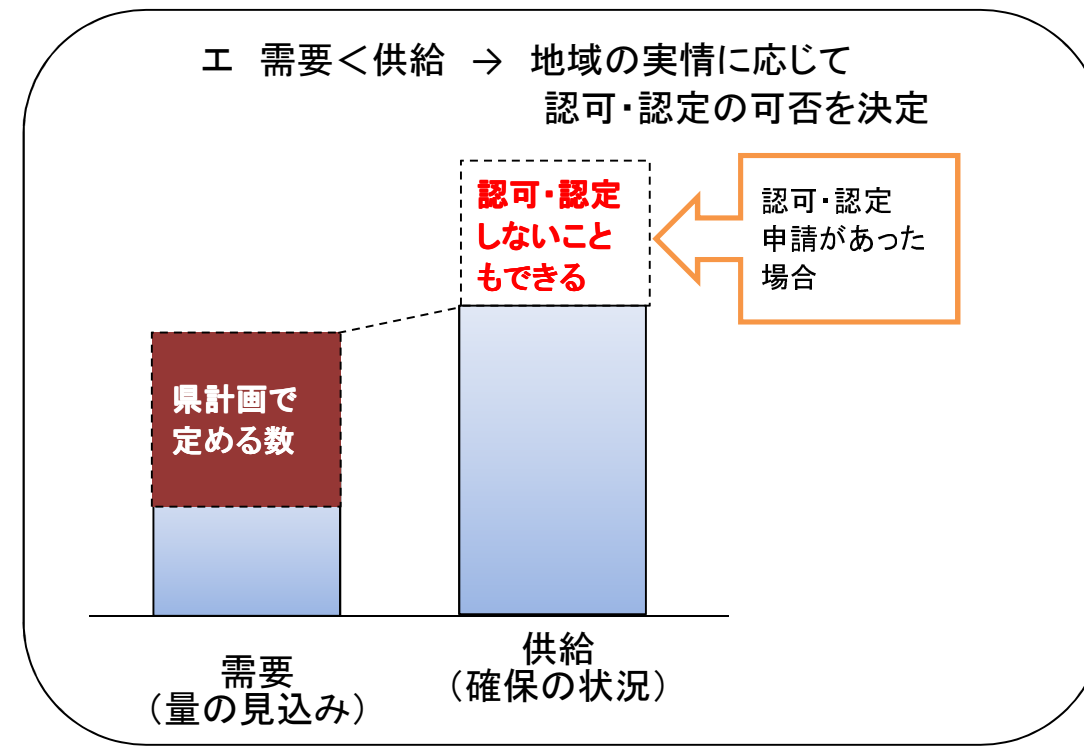
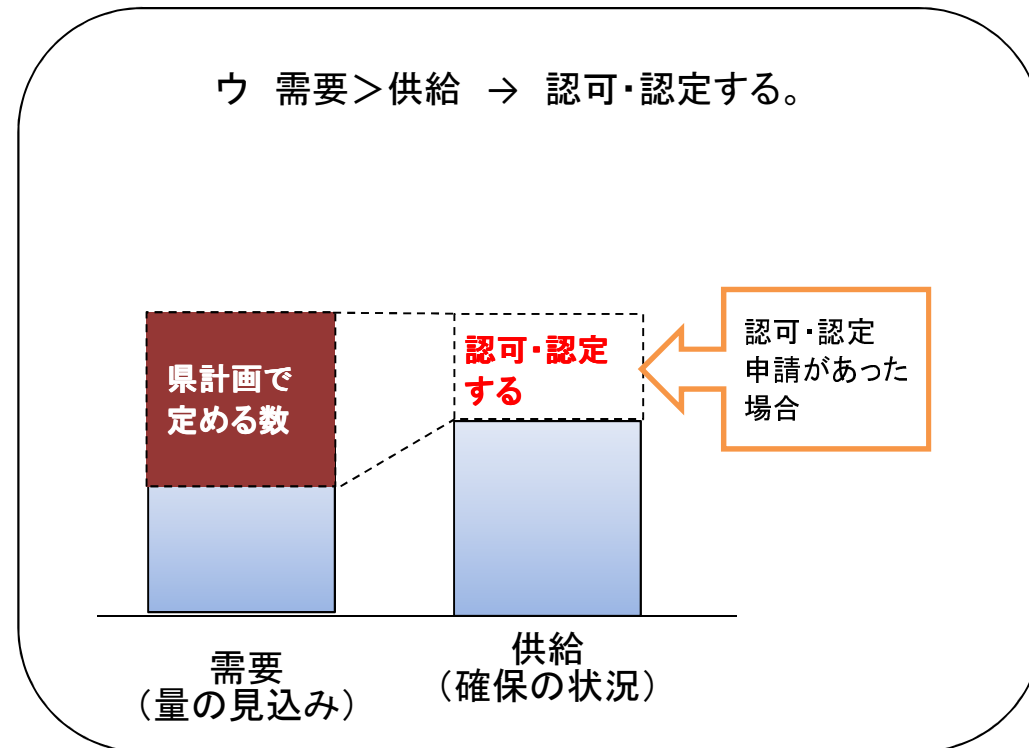
# 子ども・子育て支援新制度における施設の認可・認定の考え方②

## ■ 特例

既存の幼稚園・保育所が認定こども園へ移行することを促進するため、県計画で**需要量を上乗せ**する特例がある。  
 (→県計画において上乗せ量を設定する必要がある。)

- ウ 需要(量の見込み) + 「**県計画で定める数**」 > 供給(確保の状況) → 認可・認定する。
- エ 需要(量の見込み) + 「**県計画で定める数**」 < 供給(確保の状況) → 地域の実情に応じて認可・認定の可否を決定

※幼保連携型認定こども園については、「中核市の計画で定める数」



- ① 幼稚園が幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園に移行する場合
- ② 保育所が幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園に移行する場合

においては、都道府県は、地域における教育・保育施設の定員の総数が、「量の見込み」に「都道府県計画で定めた数」を加えた数に達するまでは、認可・認定することとなっている。

この「都道府県計画で定める数」は、認定こども園への移行を促進するため、認定こども園・幼稚園・保育所等の利用状況や認定こども園への移行の希望を踏まえて設定する。

※需給の基準となる定員等は、①の場合には、2号認定子ども(3歳以上の保育が必要な子ども)・3号認定子ども(3歳未満の保育が必要な子ども)、②の場合には、1号子ども(3歳以上の子どもであって2号認定子どもでない子ども)が対象

### 【奈良県案】

幼稚園・保育所から認定こども園への移行を希望するにあたり増加する定員数を基本として、「県計画で定める数」を設定する。

理由: 幼稚園・保育所の認定こども園への移行を促進するため